

## 令和2年度第10回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和3年 1月 8日(金) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場南勢庁舎3階 第2会議室

### 1. 開会

### 2. 出席農業委員 18名

会長  
委員

木下和行

山本博文、東 克臣、濱川博哉、石谷みのり、  
小山茂樹、田所一成、羽根正視、島田安明、  
田中敏男、小山 学、山川武樹、稲葉吉一、  
久納真司、山本茲弘、井田 賢、木戸 保、  
野村武博

欠席農業委員 2名 御辺芳彦、島田大輔

### 3. 議事録署名委員選出

小山茂樹委員・田所一成委員

### 4. 報告事項

第1号報告 農地中間管理機構による利用権設定について(1件)

第2号報告 認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について(1件)

### 5. 議案事項

第1号議案 非農地証明願について(1件)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)

### 6. その他

農業委員会関連の申請における手続きについて

### 7. 閉会

事務局 里中重信・岡田真宗

## 1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第10回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は18名、欠席委員は2名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	--

## 2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会長	みなさん明けましておめでとうございます。新型コロナウイルスが相も変わらず猛威を振るっております。幸い、南伊勢町では感染者も少ないようですが、引き続き、気をつけていきましょう。本日もよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。

## 3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長より、議事録署名委員の選出をお願い致します。
会長	続いて事項書3、議事録署名委員の選出に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 <u>小山茂樹委員</u> と <u>田所一成委員</u> にお願いします。
事務局	よろしくお願い致します。

## 4. 報告事項

事務局	続きまして、総会の進行をお願い致します。
会長	続いて事項書4、報告事項に入ります。第1号報告、農地中間管理機構による利用権設定について事務局より説明願います。
事務局	第1号報告、農地中間管理機構による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、小山茂樹委員、補足があれば説明をお願い致します。
小山茂樹委員	特にありません。
会長	他に意見・質問はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしくお願い致します。

会長	続いて第2号報告、認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について、事務局より説明願います。
事務局	第2号報告、認定電気通信事業者による携帯基地局の設置について説明します。

	(明細より説明) この件につきまして、小山茂樹委員、補足があれば説明をお願い致します。
小山茂樹 委員	特にありません。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしく申し上げます。

会長	続いて事項書5、議案事項に入ります。第1号議案、非農地証明願について、事務局より説明願います。
事務局	第1号議案、非農地証明願について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、山川武樹委員、補足があれば説明をお願い致します。
山川武樹 委員	12月28日、現地確認を行いました。申請箇所は前から指導してきた箇所であり、本日申請にあがったというわけであり、周辺は住宅で囲まれており、営農者もいないため、問題はないと考えております。審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
会長	この件について、何か意見・質問はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第2号議案に入ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田所一成委員、補足があれば説明をお願い致します。
田所一成 委員	申請人は営農されており、問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号2番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
----	---

事務局	審議番号2番、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば説明をお願い致します。
田中敏男 委員	譲渡人の夫が、申請地区の出身であり、今まで申請地において土地の管理をしておりました。ですが、今般お亡くなりになり、遠方につき、管理ができないことから、地区の人に渡したいとの事です。譲受人も農業経験があり、有効利用してくれることから、問題はないと思います。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、野村武博推進委員、補足があれば説明をお願い致します。
野村武博 推進委員	先ほどの事務局の説明通りで、地権者は遠方につき土地の管理が出来ず、有効活用してくれる地区住民に提供する形です。問題はないと考えておりますので、審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号2番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、小小学委員、補足があれば説明をお願い致します。
小小学 委員	現地確認に行かせていただきました。営農者も付近にはおらず、申請地周辺は宅地に囲まれており、農地集積の支障になるとも考えにくい状況です。農地法の規定に反することはないと思います。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
事務局	補足で説明致します。これは総会の審議事項には該当しませんが、申請は現在、境界の継続調査を協議しているところです。この境界というのは、公図上の境界の話ではなく、民間同士の話し合いで確定する境界の事です。農地法第5条の規

	定には、添付書類として、公図の提出があります。これは、土地の地番を表示することができるかを証明するためです。その公的書類が公図しか現状ないため、公図の提出を求めているところです。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	審議番号3番、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、小小学委員、補足があれば説明をお願い致します。
小小学委員	先ほどの申請地の隣になります。こちらも農地法の規定に反する事はないと思います。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い致します。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続きまして、事項書6、その他に入ります。農業委員会関連の申請における手続きについて、事務局より説明願います。
事務局	(別途説明)
会長	この件につきまして、何か意見や質問はありませんか。 (無し) この件につきまして、後にでも聞きたいことがある方は、事務局までお願い致します。

会長	以上をもちまして、本総会の報告事項、議案事項、その他の事項は全て終了致しましたが、他に何か意見、質問がある方はいらっしゃいますか。 (無し) 無いようですので、これにて令和2年度第10回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。
----	--

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年 1月 8日

会長 木下 和行

委員

委員